

大同大学障がい学生支援ガイドライン

(平成28年4月1日制定)

1. 基本方針

大同大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第65 号）」の基本理念に従い、支援実施の指針となる4つの基本方針を定める。

- (1) 学生の申請に基づき、個別の意志・選択を尊重する。
- (2) 学生本人（必要に応じて保護者）を交えて十分に話し合い、支援のあり方を考える。
- (3) 全学の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4) すべての学生に対して修学の機会を与えられるよう最大限の努力をする。

2. 対象及び範囲

障がい学生とは、様々な障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を指す。

また、支援の範囲は、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職等に関する事項を対象とする。

3. 組織体制

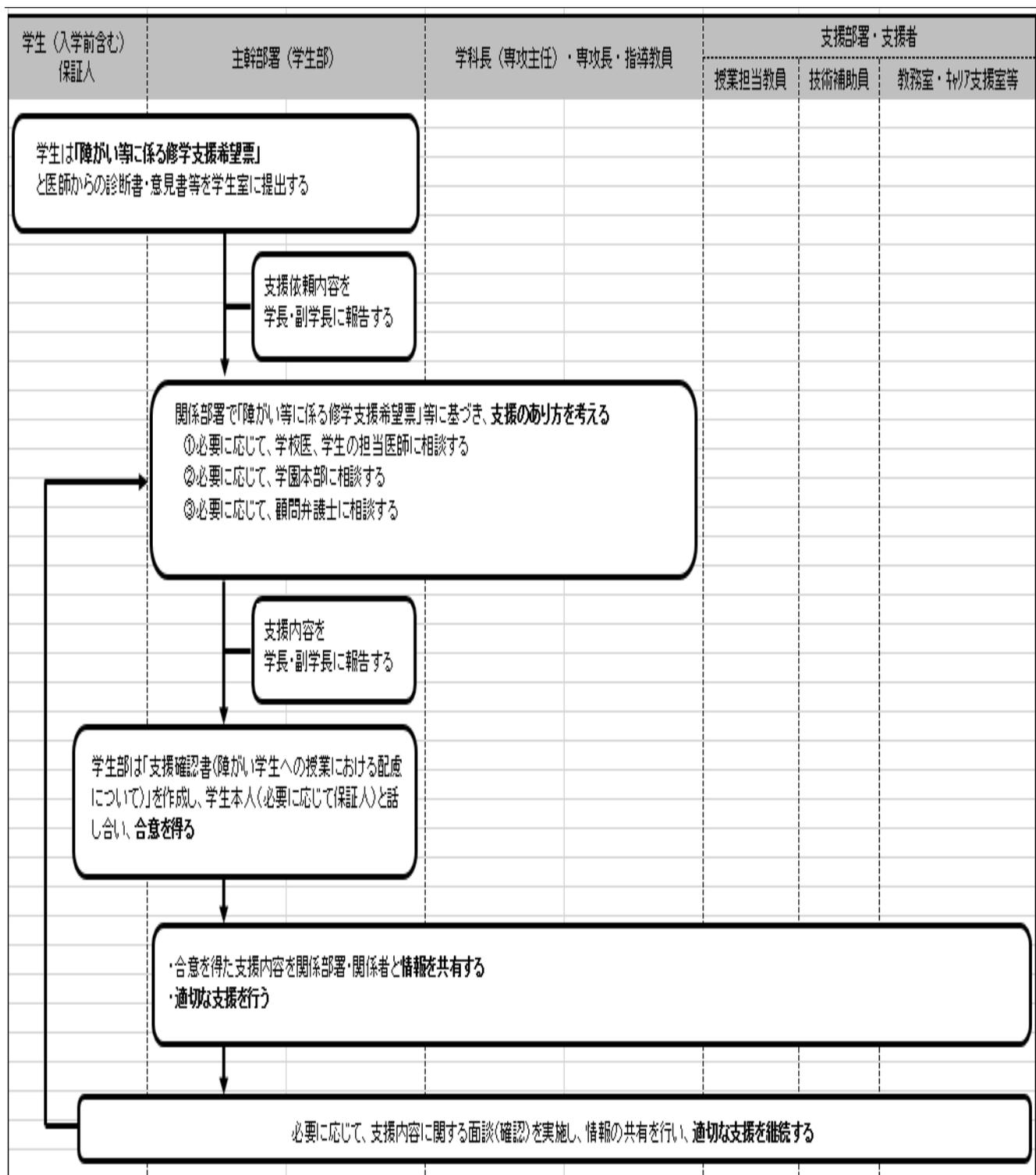
障がい学生を支援する全学的な窓口は学生室として、障がいを持つ学生の所属学科、指導教員、授業担当教員、学生相談室及び関係部署が緊密に連携し、本ガイドラインに基づき、障がい学生への支援を行う。

参考 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より抜粋

	不当な差別的取扱いの基本的な考え方	不当な差別的取扱いの具体例
1	正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること。	<ul style="list-style-type: none">・窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。・説明会への出席等を拒むこと。
2	正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者に対しては付さない条件を付すこと。	<ul style="list-style-type: none">・授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。・試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

— 以上 —

別紙_大同大学障がい学生支援体制フロー



※学生・教職員に障がい学生支援について周知する。（教職員は学生から支援の申し出があった場合は、学生室に相談するよう学生に案内する。）

※支援が必要と考えられる学生の情報については要配慮学生状況連絡書を学生室に提出する。